

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

会長 松岡 宏 様

松山市長 野志 克仁



改正健康増進法の遵守等の要望書について（回答）

平素は、市政の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

また、毎年禁煙パレードの際に清掃活動を行っていただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、先日御提出いただきました要望書について、以下のとおり回答いたします。

要望項目	回答
1 改正健康増進法を遵守し、松山市関連施設は例外なく「敷地内禁煙」にして欲しい。	健康増進法の一部を改正する法律に基づき、本年 7 月 1 日から市庁舎（本館、別館、第 3 別館及び第 4 別館）及び各支所を敷地内全面禁煙にしたほか、学校、児童福祉施設などは、一部の複合施設を除き、敷地内全面禁煙にしています。また、来年 4 月 1 日から原則屋内禁煙になる施設のうち、可能な施設では敷地内禁煙についても検討していくことにしています。
2 飲食店に対して、来年 4 月からの健康増進法改正点について周知徹底して欲しい。	市内の飲食店に個別通知を送付するほか、市ホームページなどの広報媒体の活用や関係課を通じて、周知啓発をする予定です。また、愛媛県や関係団体等と連携し、説明会の開催やリーフレットの配布などを実施し、周知啓発に努めます。
3 松山市として、望まない受動喫煙を受けた場合の相談窓口を設置して欲しい。	市保健所で受動喫煙に関する来所相談と電話相談を実施しています。 ○受動喫煙に関する相談窓口 松山市保健所 健康づくり推進課 〒790-0813 松山市萱町六丁目 30 番地 5 TEL:089-911-1855
4 銀天街の両入口と松山城山頂広場の喫煙場所を早急に撤去して欲しい。	銀天街入口（交番前）及びいよてつ高島屋前の喫煙場所は、「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」により定めた禁止区域内で歩きたばこや吸殻のポイ捨てを防ぐために設置しており、また、松山城山頂広場の喫煙場所は、たばこの不法投棄による火災防止の観点から、やむを得ず全面禁煙にはせず、山頂広場のみ灰皿を設置しています。 これらの喫煙場所でも「望まない受動喫煙」を防ぐための対策は必要であると考えており、現在、受動喫煙を防止するための対応等について検討しています。

要望項目		回答
5	松山市歩きたばこ等の防止に関する条例に罰則規定を付加して欲しい。	本条例の制定にあたっては、本市が設置する審議会「松山市安全で安心なまちづくり会議」から受けた『罰せられるから歩きたばこをしない』というのではなく、一人一人が市民としての責任と役割を意識することによって、安全で安心なまちづくりを行うという、本来の住民主体のまちづくりの大切さを認識してもらえるような取り組みが必要」という提言に基づき、罰則規定を設けていないもので、変更する予定はありません。
6	歩きたばこ撲滅のために大街道や銀天街の巡回をして欲しい。	本条例施行後配置していた専任指導員は、平成26年度以降配置していませんが、毎年行っている実態調査の結果では、近年、違反率は減少傾向にあり、費用対効果の点からも、専任指導員の再配置は困難と考えています。
7	条例は禁止区域だけでなく市内全域で努力しないといけないということを市民へ周知して欲しい。	本条例で規定している市内全域で「歩きたばこ等をしないように努めなければならない」ことについては、昨年、ホームページへの掲載内容を改めていますので、ご確認ください。今後も、ホームページのほか、様々な媒体を活用して周知・啓発に努めたいと考えています。

お問い合わせ先

改正健康増進法について

松山市保健福祉部保健所

健康づくり推進課

TEL : (089) 911-1855

歩きたばこ等の防止について

松山市市民部市民参画まちづくり課

TEL : (089) 948-6736